

審 査 決 定 報 告 書

総務環境委員会

令和6年第1回水戸市議会臨時会において当委員会に付託されました議案第1号ほか2件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、本日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第1号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の改正に伴い、戸籍法の改正に対応するため、本籍地以外における戸籍謄本等の取得（広域交付）に係る手数料を新設するなど、関係規定の整備を行うものであり、広域交付の手続きに係る要件及び開始時期について、電子証明書提供用識別符号の概要等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「戸籍法の改正に関しては、市民の利便性向上が期待されることから、新設される手続き等について丁寧な周知に努められたい」、「制度の運用に当たっては、個人情報保護の観点から事務手続にミスが生じないよう、十分に配慮されたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上のほか、報告第1号 専決処分について（令和5年度水戸市一般会計補正予算（第8号））（ただし、第1表中歳出を除く）、報告第2号 専決処分について（令和5年度水戸市一般会計補正予算（第9号））（ただし、第1表中歳出を除く）についても、執行部から説明を受けた後、採決の結果、いずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

記

議案第1号

原案を認める。

報告第1号（ただし、第1表中歳出を除く）、報告第2号（ただし、第1表中歳出を除く）

以上、承認する。

上記のとおり報告する。

令和6年2月20日

水戸市議会議長 大 津 亮 一 様

総務環境委員会

委員長 佐 藤 昭 雄